東金市指令第９９号の８

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　千葉県千葉市美浜区新港６３番地５

氏名　千葉興産株式会社
代表取締役　宮方　紀岳

令和６年２月２８日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第２項の規定により、次のとおり許可する。

COPY

令和６年２月２８日

東金市長　鹿　間　陸　郎

許　可　番　号　　第５号

許　可　期　間　　令和６年　４月　１日から
令和８年　３月３１日まで

業　の　区　分　　一般廃棄物収集運搬業

取扱廃棄物の種類　　一般廃棄物（し尿を除く）

許　可　条　件

（１）業務の遂行にあたり東金市長の指示に従うこと。
（２）東金市内より排出される一般廃棄物の収集運搬に限る。
（３）廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東金市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を厳守すること。

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、東金市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、東金市を被告として（訴訟において東金市を代表する者は東金市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。